

食安輸発0216第1号  
平成22年2月16日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公 印 省 略)

オーストリアから輸入される食肉等の取扱いについて

BSE 発生国等から輸入される牛肉等については、平成13年2月15日付け食監発第18号により取り扱っているところです。

今般、動物検疫所中部空港支所において、オーストリアから輸入された牛肉と豚肉の混合ソーセージ及び当該品に牛肉を含む旨記載がある衛生証明書が確認されたとの情報を得ました。

当該品は、サンプル輸入されたもので、食品衛生法の対象ではありませんが、オーストリア産食肉及び食肉製品について、当面下記の対応をとることとしましたので、実施方よろしくをお願いします。

記

- 1 次の施設の記載がある貨物については、別途通知するまでは輸入手続きを保留すること。

製造者、製造施設若しくは輸出者： **Hütthaler KG** (ヒュッターラー社)  
(施設番号： **AT-40843-EG**)

- 2 1 以外の施設に係る貨物については、衛生証明書に牛肉の記載がないことを確認の上、現場検査において、当該貨物の内容の確認及び当該貨物の衛生証明書との同一性の確認を次表に掲げる開梱数により行うこと。

ロットの大きさ (N)	開梱数 (n)
$\leq 150$	8
151 ~ 280	13
281 ~ 500	20
$\geq 501$	32